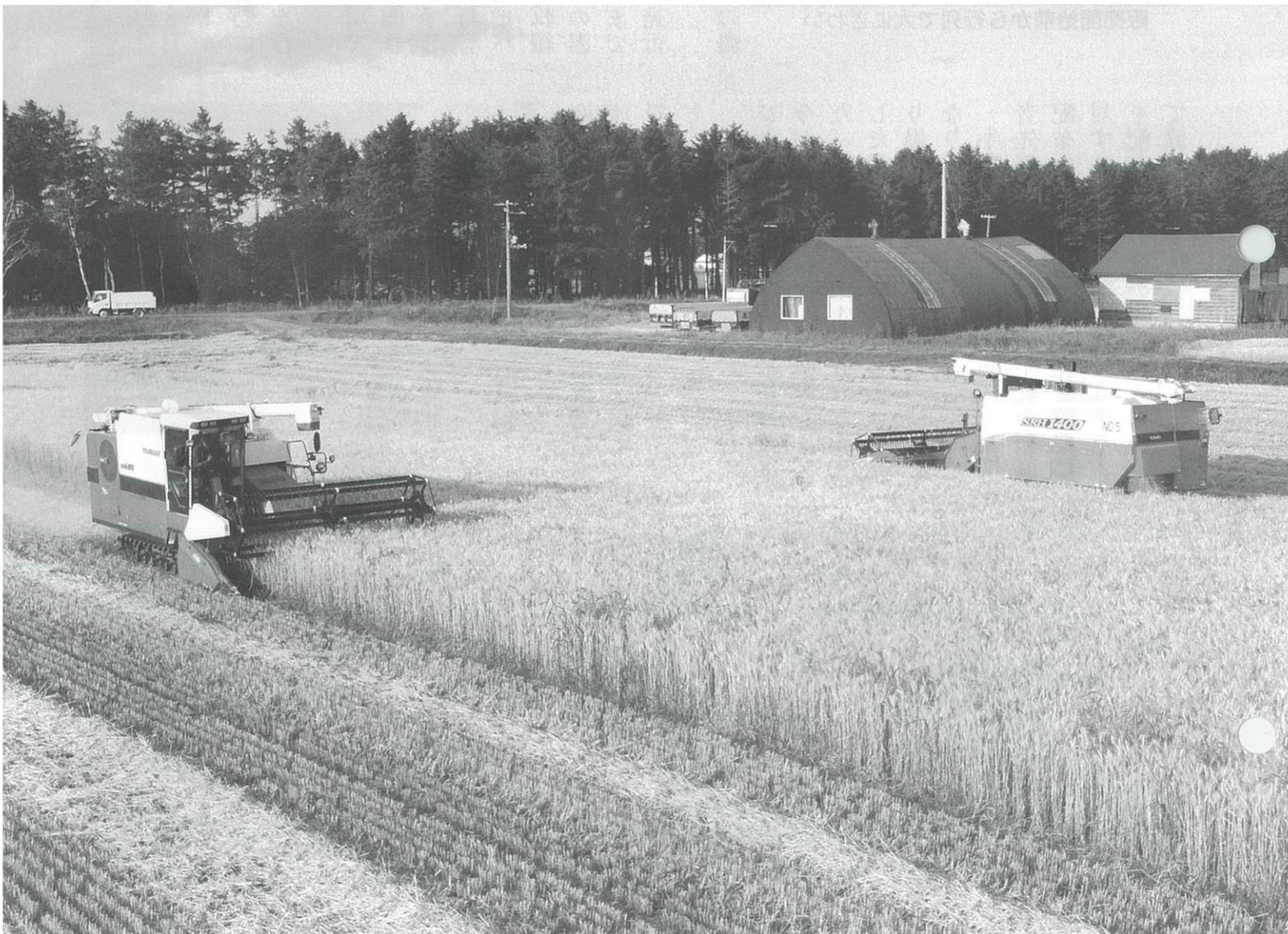


●▲ みねのぶ

9月号



春まき小麦収穫作業
(峰延地区収穫機械施設利用組合 8月1日)

■発行日/令和5年9月1日/No.1457号

■発行/峰延農業協同組合

〒079-0192 美唄市字峰延37番地

Tel 0126(67)2111 Fax 0126(67)2793

ホームページアドレス <http://www.ja-minenobu.or.jp/>

■編集/総務課 ■印刷/空知印刷株式会社



販売開始前から行列で大にぎわい

**ビッグサマーセール抽選会
1等当選者へ電動自転車**

生活店舗は、7月7日から8月6日の期間にビッグサマーセールと称した豪華賞品のある抽選会に参加できる特典付きのセールを行いました。

8月13日、生活店舗横駐車場、ビッグサマーセール抽選会を開き1等当選者には電動自転車を手渡されました。2等の景品は旅行券5万円分、3等の景品は美唄ピパの湯ゆくりん館回数券（12枚綴り）または三笠天然温泉太古の湯回数券（12枚綴り）など8等まで景品が用意され、抽選本券の発行枚数は1千枚を超えました。

同日、会場内では峰延管内の農

農産物直売会では、タマネギとジャガイモの詰め放題や新鮮野菜、今が旬のメロンなどを販売しました。1本50円で限定300本販売した朝採れたてのトウモロコシ売り場には行列ができるなど盛況となりました。

牛乳の消費拡大を目的に、来場者先着200人限定で牛乳の無料配布を行いました。牛乳と酪農に対する理解を深めてもらうチラシを配布し、牛乳の消費拡大について協力を呼びかけました。



抽選会の様子

産物のPRや生産者と消費者の交流、職員と組合員・地域住民との対話を目的に農産物の直売会や子ども向けくじなども行いました。



生産者自らが安心・安全な農産物を販売しました



1等は峰延本町の藤澤さんが当選しました！



子どもたちに好評だったヨーヨーつり



可愛らしい色のトルコギキョウも大人気です

北海道報徳社一行

小林篤一翁の墓参りに訪れる

8月7日、北海道報徳社の一行が三笠市峰延墓地にある小林篤一翁の墓参りに訪れ当JA常勤理事らが同行しました。

北海道報徳社の石田常務理事、佐藤職員、札幌農漁業機関報徳社の宇野社長（JA北海道信連副会長）が墓参りに訪れ、当JA役員と共に墓の周囲を清掃し花を供え線香を手向けました。

北海道報徳社では毎年、小林篤一翁の墓参りに訪れていて、近年は当JA常勤理事も同行し一緒に墓参りを行っています。



墓参りをした皆さん

美唄市長が小麦集出荷

調製施設を視察訪問

8月8日、桜井市長が峰樺3区にある美唄市小麦集出荷調製施設と、峰延地区収穫機械施設利用組合を小麦出荷状況の視察に訪れました。

同日、桜井市長一行は、美唄市内にある10ヶ所の小麦調製施設の視察を行いました。伊藤組合長、安西営農販売課長が小麦の刈り取り・出荷状況や品質などについて説明しました。

桜井市長は「近隣のJAでは赤カビ病が発生していると聞いたが峰延管内はどうだったか」や「秋ま



桜井市長と懇談するJA役員ら

き小麦の品質が良かった要因はなにか」など聞き取りを行いました。

青年部現地研修会

8月22日、JAみねのぶ青年部は野菜生産者グループ「カラフル」の森川真孝副会長（峰樺3区）の圃場で現地研修会を開きました。

講師は同グループの吉田彰会長（光珠内北）と森川副会長が務め、基幹作物だけでなく様々な種類の野菜を栽培する生産部会の取り組み内容を知り、今後の営農に活かすことを目的に行われました。15人の部員が参加し、組織の立ち上げの経緯や現状の取り組みについ



現地研修会の様子

て説明を受けました。

同グループは平成22年に若手農業者7人で活動を始めました。吉田会長は「冬場の農閑期にも冬野菜の栽培を行い、安定した供給と農業収入を得ることを目的に始めた」と結成理由を話しました。

部員からは「組織運営をする上で円滑に進めるために気を付けていること」や「グループ内で品質を統一させるための取り組みについて」など、沢山の質問が上がり有意義な研修会となりました。

第7回（8月定例）理事会開催

8月25日開催の第7回（8月定例）理事会において次の事項が決議されました。

◆決議事項◆

- 1. 利用精米所利用料金の改定について

おくやみ申し上げます

安達 幸助さん (98歳) 7月26日 美唄市豊葦町3区

小熊 洋子さん (70歳) 7月27日 岩見沢市緑が丘5丁目174-40

城山 由喜子さん (94歳) 7月30日 美唄市豊葦町4区

前田 キミ子さん (88歳) 8月14日 岩見沢市岡山町228番地

報 徳

改革、復興には、 人の心の改善が 最も大切な仕事



二宮翁は次にように話された。村の復興事業では、その初期に、まじめで仕事に精を出している人を見つけて、表に出してやること、が最も大事なことである。それが論語で言う「直きを挙げる」ということである。なぜならば、善人はとかく引きこもりがちで、自ら表面に出たがらないからである。このことは、肥えた土の存在に似ている。肥えた土も農業にとって大事な存在であるが、それも、水で運ばれて蓄積されて出来るので、必然的に低産地にあることが多く、誰かが掘り出さなければ使えない。これに気がつかないで開拓する場所をならして平らにしてしまうと、肥沃な土が埋もれてしまい、大きな損失となる。いずれの場合も、先に表に出してこなければ、宝の

持ち腐れになってしまう。特に、人の心を動かすことに効果が高い、善人の発掘には力を入れるべきである。

また、発掘には、村民の投票によって、仕事に精を出し、正しく生きている者を選出する。そうしなければ、皆が納得した選出にはならない。発掘したら、その人を表彰し、何らかの商品や賞金を与えるか、無利息金の貸付を優先的に行うことである。この無利息貸付の返済さえ滞らなければ、その返済資金が村中に還流して、次々と借財を消して行く。表彰を受ける人数が増えていくことと、資金の還流が進むことが同時に進めば、やがて村中が豊かになれる。このことは、米を臼で搗いて精米する時と同じである。杵は臼の中央部しか搗いていないが、やがて臼の中全体の米が白米になる道理である。

なお、返済が滞るといふことがあるのは、復興事業がうまく進んでいないことの現れであるから、取り立てを行う前に、復興事業を全般的に見直し、弱い部分にてこ入れを行うことが肝要となる。

(夜四三)

水稲乾田直播現地検討会

農研機構北海道農業研究センターは8月22日、水稲直播研究会の加藤禎行会長（豊葦第一）の圃場で令和5年度水稲乾田直播現地検討会を開きました。直播栽培技術の普及拡大を目的に行われ、乾田直播技術に関心のある生産者やJA関係者、普及機関関係者など約90人が参加しました。

JAびばいの向川技師が直播研究会の活動内容や歴史などについて紹介し、空知農業改良普及センターの谷村普及指導員が今年の空知地域の生育状況を説明しました。参加者からは復元後の施肥形態などについて質問がありました。



現地で説明を受ける参加者の皆さん

美唄市長が圃場視察 今年の作柄を確認

8月22日、桜井市長が小川浩之さん（光珠内中央）のハーブ米の圃場を視察に訪れました。今年の農作物の作柄を把握し、今後の生産などに必要な対策の検討を行うことを目的に行われました。

営農販売課奥山職員が今年の管内の作柄や当JAの特別栽培米「ハーブ米」と「土生米」について説明しました。

桜井市長からハーブの種類や肥料形態、品質・収量などについて質問を受けていました。



小川さんの圃場を視察する関係者の皆さん

令和4年度

食料自給率38%で変化なし

農林水産省は8月5日、令和4年度（2022年度）の食料自給率がカロリーベースで38%だったと公表しました。

国内で消費された食料がどれだけ国産でまかなわれたかを示す食料自給率は、原料の多くを輸入に頼る油脂類の消費は減少した一方で、前年豊作だった小麦の10㍗当たりの収量が平年並みに減少し、魚介類の生産量も減少したことで前年度から横ばいとなりました。カロリーベースの自給率が40%を割り込むのは13年連続で、依然として低い水準となっています。

生産額ベースの自給率は前年度を5ポイント下回る58%となりました。輸入された食料の量は前年度と同程度でしたが、国際的な穀物や飼料、肥料、燃油などの生産資材価格の上昇、物流費の高騰や円安の影響もあり、総じて輸入価格が上昇し過去最低となりました。政府は30年度に食料自給率をカロリーベースで45%、生産額ベースで75%とする目標を掲げています。

退職のご挨拶



青木 健晴

組合員の皆さまにおかれましては益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私こと、この度8月末日を持ちまして、峰延農業協同組合を定年退職いたしました。

在職中は組合員の皆さまをはじめ、役員、関係機関の皆さまに温かいご支援や励まし、ご指導を賜り、誠にありがとうございました。心から感謝とお礼を申し上げます。

おかげさまで、昭和58年春、夢と希望を抱いて峰延農業協同組合に入組し、ちょうど40年永きに亘り務めさせていただきました。あらためて深く感謝しております。

今後は定年退職により区切りとなりますが、定年退職再雇用規程により、引き続き総務課で働かせていただくこととなりました。これからも変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願いいたします。

結びに組合員皆様のご健勝と、峰延農業協同組合の増々のご発展をご祈念申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。

40年間を振り返って

- ・米1俵の値段が昭和58年産17,192円でした。令和3年産は11,592円になりました。
- ・当時の初任給は95,??円でしたが、今では3.??倍になりました。
- ・当時の組合員戸数は昭和58年度末643戸でしたが、令和4年度末222戸になりました。
- ・当時の職員数は準職員を含め昭和58年度末68人でしたが、令和4年度末61人になりました。
- ・農協の貯金残高は昭和58年度末78億82百万円でしたが、令和4

当時20歳 生活店舗担当



市役所からのお知らせ

農業活性化対策事業(暗きょ事業)の希望者を募集しています

岩見沢市では振興作物の安定的な生産を目的とした暗きょ整備に係る補助を行っています。募集は、随時実施しておりますが、令和6年3月31日までに施行完了とするものとします。(事前着工不可)詳細につきましては岩見沢市役所窓口または電話にてお問い合わせください。

- 補助額 施工費の1/2以内。但し、上限額は無材暗きょ30万円・浅層暗きょ15万円とする。
- お問い合わせ先 岩見沢市役所 本庁舎2階 27番窓口 農務課農業経営係 (電話:0126-35-4467) 〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

年度末121億36百万円になりました。就職当時はソロバンや電卓がぱちぱちと聞こえましたが、今ではパソコンのキーをたたく音が聞こえます。農協の本所の建物は、私の5歳年上でもう定年を過ぎています。40年あつという間に過ぎました。本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願いたしました。

～ 食料自給率を知るための2つの質問 ～

Question 1

どうして食料自給率を 上げなければいけないの？

日本の食料の安定供給は、国内の農業生産を増大させることを基本として、それと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることによって確保することとしています。なぜ国内生産と輸入が同列ではなく、国内の農業生産の増大を基本とし、食料自給率を向上させることとしているのか。これは、食料の特徴を踏まえて考える必要があります。

Answer

- ①食料は生きるために不可欠なものだから
- ②食料の生産が水や太陽光など自然環境を利用しているため、異常気象などによって生産量が不安定になる場合があるから。いざ緊急増産をしようとしても、農産物に適した季節が巡ってこなければ生産することはできません。
- ③世界全体で見た場合、生産される農産物のうち輸出に回る食料は比較的少なく、さらには農産物を輸出している国も数が限られているため。主要な農業生産国で異常気象などによって大幅に生産量が減少した場合、価格が急激に高騰したり、輸入できる量が減少するリスクがあります。



●各国の食料自給率

[単位：%]

	カロリーベース	生産額ベース
カナダ	221	124
オーストラリア	173	110
アメリカ	115	92
フランス	117	83
ドイツ	84	58
イギリス	58	60
日本	38	58

食料自給率が低いということは、国民が生きるために欠かせない食料の多くを海外に頼ることを意味します。いま日本は、1億2400万国民のうち7690万人分の食料が外国まかせという状態です。世界の食料需要の増加や最近の緊迫した国際情勢などを鑑みれば、将来にわたって食料を安定的に供給していくためには、国内で生産できるものはできる限り国内で生産し、食料自給率の向上を図っていくことが重要です。

Question
2

どうしたら

食料自給率を上げられるの？

食料自給率については、2030年度(令和12年)にカロリーベースで45%、生産額ベースで75%という目標を掲げるとともに、その達成に向けて克服すべき生産・消費面の課題を品目ごとに明らかにしています。

例えば、小麦や大豆は、その多くがパン、麺、豆腐、納豆などの加工業者等を介して消費者に届けられます。そのため、国産の小麦や大豆を増やすためには、加工業者等にとって重要な、量・品質の安定供給が不可欠であり、作付の団地化(生産を地域でまとまって行うこと)や機械の導入、保管施設の整備などに取り組んでいます。

また、業務用加工野菜や冷凍野菜は輸入品の割合が多いですが、それを国産に転換していくための安定供給に向けた生産・流通体系の構築、輸入小麦に代わる米粉製品の生産・消費の拡大に向けたパンや麺に適した米粉用米の品種開発なども進んでいます。

Answer

〈食料自給率アップのための5つのアクション〉

- ①今が旬の食べ物を選びましょう
- ②地元でとれる食材を日々の食事にいかしましょう
- ③ご飯を中心に、野菜をたっぷり使ったバランスのよい食事を心がけ、しっかり朝ごはんを食べましょう
- ④食べ残しを減らしましょう
- ⑤自給率向上を図るさまざまな取り組みを知り、試し、応援しましょう



日本の食料品での品目別比較

ごはん
99%小麦
16%大豆
25%野菜
75%魚
49%

ご飯1日3杯なら、食料自給率6ポイントアップ!

国民1人が1日に米を3杯食べるようになれば、食料自給率はカロリーベースで6ポイント上昇すると農水省が試算を明らかにしています。1人当たりの米の年間消費量をご飯に換算した場合、現在は1日に2.4杯食べているといいます。1965年度は国民1人当たり1日に5杯の米を食べていましたが、少子高齢化や食生活の多様化に伴い、半世紀余りで半減したことになります。今より1杯多く食べれば明日からでも45%の目標は達成できます。

特集

令和6年4月1日より
相続登記が“義務化”されます

相続登記とは？

被相続人から相続した自宅やマンションをはじめとする土地や建物などの名義を被相続人から相続人に変更する手続きを言います。相続財産に不動産が含まれている場合には相続登記が必要となりますが、現行法では相続登記は任意とされており、申請期限も設けられておりません。

なぜ義務化されたのか？

相続登記が義務化された背景として、所有者不明土地や所有者不明の空き家の増加が挙げられます。所有者不明土地とは、「不動産登記簿等の所有者台帳により所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に直ちに連絡がつかない土地」と定義されています。その面積は年々増加しており、今日ではその総面積は九州の面積を上回るといわれています。また、相続登記がされず、所有者が分からない空き家が長年にわたって放置された結果、倒壊などにより周辺住民に危険を及ぼしたり、ゴミの不法投棄などにより周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。しかしながら、建物の使用・収益・処分に関しては所有者の権利であることから、第三者が無断で解体することができず、対策ができないという問題が生じています。

なぜ所有者不明の土地や空き家ができるのか？

前述のとおり、現行の不動産登記法では相続登記は任意であり、費用面の負担や手続きの複雑さなどにより放置されるケースがあります。

また、固定資産税が免税点※以下である場合、固定資産税課税明細書への記載が無いなどの相続財産として認識されずに放置されるケースもあります。さらに、所有者が転居した後も登記簿の住所変更をせず放置した場合にも、所有者不明土地や所有者不明空き家となるケースがあります。

※固定資産税の免税点とは、固定資産課税標準額が土地で30万円以下、建物で20万円以下のものをいい、免税点以下のものについては固定資産税が課されません。

変更の内容は？

相続登記の義務化

相続により土地や建物などの不動産を取得した相続人に対し、「その取得を知った日から3年以内に、所有権移転登記の申請をしなければならない」と義務付けられました。(遺贈により所有権を取得した場合も同様です)

万一、正当な理由がなく申請を怠った場合には、10万円以下の過料となります。また、今回の改正以前の相続で未だ相続登記がされていない不動産についても適用されます。

相続人申告登記の新設

相続人が登記名義人の法定相続人であることを申し出ることにより相続登記の申請を簡易に行うことができる制度です。仮に相続争いにより遺産分割できない場合、この制度を活用することで申請漏れには該当しなくなります。ただし、遺産分割が成立した場合には、その成立から3年以内に正式な登記手続きが必要となります。

不動産所有者の情報提供

新たに不動産を所有した場合、登記申請時に所有者の生年月日の提供が義務付けられます。

また、海外居住者が国内の不動産を取得した場合、国内における連絡先(第三者を含む)を登記申請することが必要となります。

所有不動産記録証明制度の新設

特定の者が登記名義人となっている不動産の一覧を法務局が証明書として発行する制度です。この証明書により、相続登記が必要な不動産の把握が容易になります。

住所変更登記の義務化

これまで、住所変更の登記は任意であったため、所有者の住所が不明となることがありましたが、そこで、登記名義人に対して住所、氏名、名称などに変更があった場合には、その日から2年以内に変更の登記をすることが義務付けられました。万一、正当な理由なく申請を怠ると5万円以下の過料となります。

登記費用はどれくらいかかるの？

相続登記を行う場合には、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本や住民票や固定資産税の評価証明書などの必要書類の収集にかかる費用のほか、登記申請には登録免許税の納付が必要となります。相続登記をする場合の登録免許税は相続する不動産の固定資産税評価額(1,000円未満切り捨て)に0.4%の登録免許税の税率を掛けて算出した税額(100円未満切り捨て)となります。ただし、相続による所有権移転登記については、平成30年11月15日から令和7年3月31日までの期間、また、表題部所有者の相続人が受ける所有権の保存の登記については令和3年4月1日から令和7年3月31日までの期間は、免税となります。

また、手続きを司法書士に依頼した場合には司法書士に対する報酬が別途必要となります。

なお、住所変更登記については、変更する不動産1件につき原則1,000円が必要となります。この際も、司法書士に依頼した場合は、司法書士に対する報酬が別途必要となります。

今回の改正では、前述のとおり改正以前から相続登記ができていない不動産や登記名義人の住所変更の登記がされていない不動産も義務化の対象となります。そのような不動産をお持ちの場合は、司法書士など法律の専門家へ早目の相談をお勧めします。